

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	(39) 情報システムの調達	共同	(東海財務局)	104,980	127,709	22,729	▲971
事案の概要	防衛省には、指揮系と業務系の2つに区分された多種多様なシステムがあり、これらは開発から保守、ヘルプデスク等様々な業務内容で構成されている。情報システムの調達は原価計算方式を用いるものもあるが、その際企業ごとに設定された加工費レートが適用され、かつ、業務内容に関わらず同一の加工費レートが適用されている場合があることから適切な積算がなされているか等を検証する。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 価格積算について

- ・基本的に市場価格方式によるものとし、原価計算方式によるものは、適用要件を真に厳格に定めるとともに、原価計算方式の精緻化を早急に進めるべき。
- ・防衛省内で適切に市場価格を調査したうえで、原則的にその価格の範囲内で調達を実施するよう要求内容(単価・工数を含む)の精査を徹底すべき。
- ・開発、運用、保守およびヘルプデスクの業務は契約を分離させ、それぞれに適切な単価を設定するとともに、分割した結果、市場価格方式にできるものは指揮系であったとしても市場価格方式によるべき。
- ・システム調達に特化した、上記内容を含む明文規程を整備すべき。
- ・政府全体で運用経費3割減の目標が定められているところ、防衛省システムにおいても、市場価格方式を採用するシステムは少なくともこの目標に準ずるべき。

2. 競争性の確保について

- ・防衛省の一者応札改善の取組として、毎年度「情報システムの整備に関する手引」を更新しているが、運用上適切に手引が活用されるよう、更なる取組を行うべき。
- ・監察本部において、情報システムの専門家を育成、または外部人材の登用などにより、独立した立場から調達全体に対するチェック機能を働かせるよう改善を行うべき。
- ・阻害要因となる記載が排除できるように複数の機関(内局、装備庁、監察本部)が連携して確認すべき。また、仕様書の記載のみならず、入札公告・入札説明書等、手続上阻害要因となりうるものがないか確認すべき。

3. 入札公告等について

- ・予算で認められた範囲を超えた“使用予定期間”を公告等に記載することは即時にやめ、財政会計法令に則した調達手続を遵守すべき。

反映の内容等

1. 価格積算について

- ・公表されている情報サービスの技術者料金を価格積算に適用すること等を新たに予定価格の算定基準に関する細部事項通知に追加するなどにより、市場価格の適用を徹底する。原価計算方式においては、これまで直接労務費率と製造間接費率の複合率として設定していた加工費レートをそれぞれ区分することなどにより、価格積算の精緻化を図る。
- ・技術者料金は、公表資料に基づき、業務内容毎に区分し、さらに業務の複雑度により区分して設定する。
- ・調達単位は業務内容に応じて競争性が確保される合理的なものとする。
- ・令和元年10月に上記内容を含むシステム調達に特化した関係規則を整備した。
- ・政府全体で運用経費等の3割減の目標が定められていることを踏まえ、防衛省の任務遂行上必要な性能を担保しつつ、防衛省システムにおいても、コスト削減の取組を徹底し上記目標に準ずるよう効率化を図る。

(反映額:▲971百万円)

2. 競争性の確保について

- ・情報システムの調達等に関わる者を対象とした「情報システムの整備に関する手引」に関する説明会を引き続き実施しつつ、上記手引を異動時期に合わせ定期的に周知することにより関係者の理解を深めていく。
- ・監察本部は、情報システムの調達に係る一者応札の原因を分析し、必要な改善策について提言する体制を強化するため、監察調査官の増員及び外部人材の登用を図る。
- ・競争性の確保の阻害要因となる記載を排除するため、従来の外部有識者による確認に加え、各機関が仕様書を作成した場合にはあらかじめ装備庁長官への協議を義務付けることにより、適切な仕様書が作成される体制を整備するとともに、これらの実施状況や入札手続を監察本部が確認することにより関係機関の連携を図る。

3. 入札公告等について

- ・公告等から“使用予定期間”の記載を削除し、財政会計法令上の疑義が生じない調達手続に改めた。